

地方公務員の職員団体に係る職務専念義務の免除等 に関する制度及び運用の適正化の状況について

平成 2 5 年 3 月 4 日
公 務 員 課

I 趣旨

平成 1 7 年度から、いわゆる「ながら条例」による有給の職務専念義務の免除や組合休暇について、各地方公共団体における条例等の規定内容や運用の実態を調査している。

適正化の進展を踏まえ、平成 2 4 年度は、前年度において適正化が図られていなかった団体のその後の適正化の状況について聞き取り調査を行った。

- | | |
|---------------|---|
| ・いわゆる「ながら条例」… | 勤務時間内の組合活動は、無給が原則であるが、「適法な交渉」を有給で認めるもの。（国家公務員、民間とも共通の考え方） |
| ・組合休暇… | 「適法な交渉」以外の一定の組合活動を無給で認めるもの。 |

II 適正化の状況

区 分	平成 2 5 年 1 月 4 日現在	平成 2 4 年 1 月 6 日現在	増 減
1 「ながら条例」の規定が「適法な交渉」 以外のものを含んでいる団体数	—	—	—
2 「適法な交渉」以外にも有給の組合活動 を認めている団体数	—	—	—
3 勤務時間中の組合活動を「口頭承認」又 は「手続なし」で認めている団体数	—	3	▲ 3
4 有給で組合活動を認めている団体数	—	4	▲ 4